

# 緊急事態措置に基づく協力要請について

政府が**埼玉県**を**緊急事態措置区域**に追加しました  
そこで、次のとおり**協力**を要請します

- ◆ 対象区域 **埼玉県全域**
- ◆ 実施期間 **令和3年8月 2日（月） から**  
**令和3年8月31日（火） まで**

# 緊急事態宣言！ 包括的強化パッケージ(案)

## 現 状

爆発的な感染拡大 → 緊急事態宣言

- これまでにない感染スピード
- 都市部・郊外問わず、感染拡大
- 入院者は、第3波の最大974人に匹敵する919人(R3.7.29現在)！

これまでと比べ

最も強く徹底した対応  
幅広い協力

が必要

ワクチン接種とともに

包括的強化パッケージ

を強力に推進

## 4つのポイント

① 攻める！  
(積極的介入)

② 守る！  
(体制の強化)

③ 連携する！  
(市町村との協調)

④ お願いする！  
(県民・事業者の皆様へ)

# ① 攻める！ ～積極的介入～

## 中高年齢層向け取組の強化

- ・ 職場における抗原簡易キットを活用した検査の促進
- ・ 重症化リスクの高い患者を確実に入院
- ・ 後方支援病院への転院の促進
- ・ 商工団体や業種別団体を通じた協力要請
- ・ LINE（埼玉県\_事業者支援情報）を活用したプッシュ型の働きかけ

## 若年層向け取組の強化

- ・ 感染防止リーダーの導入
- ・ 大学や労働組合を通じた協力要請
- ・ クラブ活動やサークル活動の縮小
- ・ 若年層向けワクチン接種の推進

## 社会福祉施設での感染防止対策の再徹底

- ・ 感染発生情報や感染管理認定看護師によるワンポイントアドバイス等を県HP等で周知
- ・ 新型コロナ対策関連ホームページの充実
- ・ 感染防止対策のリーフレット（保育所等における各場面を想定）の作成

## ②守る！ ～体制の強化～

### 宿泊療養施設の拡充

- ・ 宿泊療養施設2,523室の確保

### 後遺症への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染の症状や後遺症の正しい知識の啓発
- ・ 相談窓口の設置を検討

### 県庁での応援体制の構築

- ・ 職員応援体制の強化

## ③ 連携する！ ～市町村との協調～

### 外出自粛の呼びかけ

- ・市町村防災行政無線を通じた呼びかけ
- ・青色防犯パトロールカーや消防車両による巡回広報
- ・メール配信サービス、ホームページ、SNSなどを活用
- ・感染防止リーダーの導入

### ワクチン接種の呼びかけ

- ・データを示し、ワクチン接種を呼びかけ
- ・ワクチン接種後の感染防止対策の広報

### 子育て世代への 感染防止対策の周知

- ・幼稚園・保育所等に通う児童の保護者へ、感染防止対策の再徹底を呼びかけ

## ④ お願いする！ ～県民・事業者の皆様へ～

県民の皆様、事業者の皆様へ

**緊急事態措置の徹底に御協力を！**

詳細は次のページから

# 県民の皆様への要請

(特措法第45条第1項)

- ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控える

※飲食等については

「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」

認証店を利用いただきたい

- ◆ 不要不急の帰省や旅行など県境をまたぐ移動は極力控える

- ◆ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

特に、午後8時以降の外出を控える

(医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)

# 事業者への要請

(特措法第24条第9項 ほか)

## ◆ クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請

- ・特に、業務に関連して密になる場面や、作業所や事務所、寮などの多くの人が入りし接触するような場所での**感染防止対策の徹底**
- ・サークル活動など**集団活動**を通じて学生や外国人コミュニティにおける**クラスターが発生している**ことに鑑み、それらの者を**従業員やアルバイト**等として雇用している業界は、**特に留意**すること

## ◆ 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進により、 出勤者数の**7割削減**を目指すこと

## ◆ 事業の継続に必要な場合を除き、**午後8時以降の勤務を抑制**

## ◆ 防犯対策上、必要なものを除き、 **看板・ネオンサイン等の夜間消灯等の推奨**



# 施設の使用制限等

## (1) 飲食店に対する要請

対象施設	施設の種類	令第11条	内訳
	飲食店	第14号	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。）
	遊興施設	第11号	バー等で飲食店営業許可を受けている店舗、カラオケ店（ネットカフェ、マンガ喫茶を除く。）

### 特措法第45条第2項に基づく要請

酒類提供・カラオケ設備の使用の有無	要請内容
酒類提供又はカラオケ設備の使用 <b>あり</b>	・ <b>休業を要請</b>
酒類提供及びカラオケ設備の使用 <b>なし</b> (飲酒の機会を提供しないこと)	・ <b>営業時間短縮を要請</b> (午前5時から午後8時まで)

- ・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
- ・長時間（90分超）の会食を避け、4人以下又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限るよう利用者に働きかけ

# 施設の使用制限等

## (2) 結婚式場に対する要請等

対象施設	施設の種類	令第11条	内訳
	集会場等	第5号	飲食店営業許可を受けている結婚式場

### 特措法第45条第2項に基づく要請

酒類提供・カラオケ設備の使用の有無	要請内容
酒類提供又はカラオケ設備の使用 <b>あり</b>	・ <b>休業を要請</b>
酒類提供及びカラオケ設備の使用 <b>なし</b> (飲酒の機会を提供しないこと)	・ <b>営業時間短縮を要請</b> (午前5時から <b>午後8時まで</b> )

### その他のお願い

【開催時間】 できるだけ**90分以内**で開催

【人数上限】 **50人**又は**収容定員の50%**のいずれか**小さい方**で開催

# 施設の使用制限等

## (3) 劇場等に対する要請等

対象施設	施設の種類	令第11条	内訳
	劇場等	第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など
	集会場等	第5号	集会場、公会堂 など
	展示場等	第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など
	ホテル等	第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
	運動施設 又は遊技場等	第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、パッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など
	博物館等	第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など

特措法第24条第9項に基づく要請(床面積1,000㎡超)

その他のお願い(床面積1,000㎡以下)

【営業時間】

午後8時まで（映画館での上映又はイベント等開催の場合は午後9時まで）

【酒類提供・カラオケ設備】

酒類提供及びカラオケ設備の使用をしない（飲酒の機会を提供しない）

【人数上限及び収容率等】

人数上限5,000人かつ収容率50%以内

【入場整理】

入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

# 施設の使用制限等

## (4) 商業施設等に対する要請等

対象施設	施設の種類	令第11条	内訳
	商業施設等	第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など
	遊技場、 遊興施設等	第9号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など
		第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など
サービス業を 営む店舗等	第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	

特措法第24条第9項に基づく要請(床面積1,000㎡超)

その他のお願い(床面積1,000㎡以下)

【営業時間】

午後8時まで

【酒類提供・カラオケ設備】

酒類提供及びカラオケ設備の使用をしない（飲酒の機会を提供しない）

【人数上限】

繁忙期の1/2程度の人数を目安（床面積1,000㎡超の第7号施設に限る）

【入場整理】

入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

# 事業者支援策

## 飲食店等に対する感染防止対策協力金

### まん延防止等重点措置区域

### その他地域（措置区域以外の市町村）

### 緊急事態措置区域

前年又は前々年の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)		
	7月12日から8月1日まで		
7.5万円以下	<b>3万円</b>	8.3万円以下	<b>2.5万円</b>
7.5万円以上 25万円以下	<b>3万円～10万円</b> ※売上高×0.4	8.3万円以上 25万円以下	<b>2.5万円～7.5万円</b> ※売上高×0.3
25万円以上	<b>10万円</b>	25万円以上	<b>7.5万円</b>

前年又は前々年の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)	
	8月2日から8月31日まで	
10万円以下	<b>4万円</b>	
10万円以上 25万円以下	<b>4万円～10万円</b> ※売上高×0.4	
25万円以上	<b>10万円</b>	

※ 売上高減少額方式（大企業等）の場合は、売上高の減少額×0.4（上限**20**万円、下限なし）

## その他の主な支援策

大規模施設等協力金  
酒類販売事業者等協力支援金  
外出自粛等関連事業者協力支援金

## 飲食店等に対する感染防止対策協力金

- 要請期間：7月12日から8月22日まで → 8月31日までへ変更
- 申請受付：8月23日からの予定 → 9月1日からに変更
- 協力金の早期給付：70万円  
受付は7月19日から8月8日まで → 8月15日までに延長

※ 給付実績（7月30日時点）  
申請数2,235件 支給1,439件（1,620店舗分）

# イベント等の開催制限について

(特措法第24条第9項)

人数上限	施設の収容定員に応じ以下のとおり <u>10,000人超</u> の施設 … <b>5,000人</b> まで <u>10,000人以下</u> の施設 … <b>収容定員の半分</b> まで
開催時間	無観客の場合を除き、 <b>午後9時まで</b>
酒類提供 カラオケ 設備	<b>酒類の提供及びカラオケ設備の使用をしないこと</b> (飲酒の機会を提供しないこと)
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>主催者は、参加者等の<b>直行・直帰</b>を確保するため、必要な<b>周知・呼びかけ</b>を<b>徹底</b>すること</li><li>業種別ガイドラインや「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守、入場整理など<b>感染防止対策</b>を<b>徹底</b>すること</li></ul>

# 県主催イベント等の取扱いについて

◆**県主催イベント等**については、  
**徹底した感染防止対策を講じる**ことを条件に**開催**

◆**屋内県有施設**については、**以下を条件**として**開館**

- ・営業時間の短縮及び人数上限等の**要請を遵守**
- ・以下の**徹底した感染防止対策**を講じ、**主催者に徹底**させる

## 以下の行為を伴う利用は**禁止**

- ・宿泊施設の使用
- ・大声での発生など感染リスクの高まる行為
- ・身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く）
- ・その他、県が定める措置を逸脱する等の行為

## 以下の対策を**徹底**

- ・来場者のマスク着用、手指消毒、検温など
- ・設備の消毒、スタッフの体調管理
- ・入場制限、来場者動線や社会的距離の確保
- ・接触確認アプリの導入
- ・その他、業種ごとのガイドラインや「彩の国新しい生活様式安心宣言」の厳守



# 緊急事態宣言期間における教育関係の対応

基本的な感染防止対策を徹底した上で夏休み中の教育活動を実施する

## 1. 家庭内感染防止の取組

- 児童・生徒が主役となった家庭内での感染防止対策の推進（『子供たちが感染防止リーダー』）
  - ・ 各家庭で子供たちが「感染防止リーダー」となり、家族ぐるみの感染防止対策を実践する。
  - ・ 市町村教育委員会と連携して、広く県内全域での取組を推進する。

## 2. 部活動

- 感染防止対策を徹底した上での部活動の実施

活動日数	県外での活動	泊を伴う活動
週4日以内	禁止	禁止

※ 全国大会やコンクール等に出場する場合を除く

- ・ 健康観察を徹底するとともに、発熱者・体調不良者等の活動参加禁止を徹底する。
- ・ 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は原則として行わない。
- ・ 自宅と活動場所との直行直帰を徹底する。
- ・ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止を徹底する。
- ・ 熱中症事故防止に配慮した感染防止対策を徹底する。
- ・ 中学校における部活動について、市町村教育委員会に対し、県立学校に準じた対応を要請する。